

6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）

○ 制度の概要

平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に、個人（20歳以上50歳未満の方に限ります。以下この6において「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金^(注1)に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この6において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等（以下この6において「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります^(注2)。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡日における非課税拋出額^(注3)から結婚・子育て資金支出額^(注4)（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。以下この6において同じです。）を控除した残額（以下この6において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

(注) 1 結婚・子育て資金とは、次の(1)及び(2)に掲げる金銭をいいます。

(1) 結婚に際して支払う次のような金銭（300万円限度）をいいます。

- ① 挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの）
 - ② 家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
- (2) 妊娠、出産又は育児に要する次のような金銭をいいます。
- ③ 不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - ④ 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - ⑤ 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

2 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この特例の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）。

3 非課税拋出額とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの特例の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。

4 結婚・子育て資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、結婚・子育て資金の範囲については、内閣府ホームページ【<https://www.cao.go.jp>】（結婚・子育て資金の範囲に関する情報が掲載されています。）をご確認ください。



Q & A 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用

問： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、どのような手続きを行えばよいのですか。

答： 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、結婚・子育て資金非課税申告書をその申告書に記載された取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、結婚・子育て資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

(注) 結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。